

兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

平成24年3月30日

兵庫県監査委員

黒川 治
藤川 泰延
塚本 隆文
栗原 一

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成23年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成24年3月5日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年 3月31日付け包括外部監査報告に係る措置
 兵庫県社会福祉事業団にかかる財務事務の執行について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>第2章 事業団全体の概要</p> <p>II 事業団の概観の理解</p> <p>1 一般会計について</p> <p>・退職給与引当金の計上について 退職給与引当金の計上不足が事業団全体において190,082千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。</p>	<p>退職給与引当金については、平成22年度末の必要引当額（427,758千円）の計上不足が生じないよう事務局において全額を引当金計上した。 平成23年度以降も同様に必要額を引き当てていく。</p>
<p>・敷金の償却について 貸借対照表に計上されている敷金について償却が行われていないことから、必要な費用処理を計画的に実施していく必要がある。</p>	<p>これまで解約時に費用処理をしていたが、敷金の適正な資産管理を行うため、平成22年度から決算時において減価償却処理を行っている。</p>
<p>3 役員及び職員について</p> <p>・事業団における県派遣職員の人件費の管理について 県から事業団に職員が派遣された場合、その人件費については、県、事業団双方で負担することとなり、そのうち事業団負担分については、県が補助金等により負担をしている。 県が行財政構造改革を進める上で、人件費管理の徹底が必要と考えられることから、県職員を派遣することの有効性を評価したうえで、その人件費の総額について適正に管理する必要がある。</p>	<p>事業団に対する職員派遣については、県政の推進に資するため、有効性を十分検証した上で行っている。 また、県が直接支給する人件費はもとより、補助金の中の人件費についても、それぞれ把握をしているとともに、総額についても適切に管理している。</p>
<p>・事業団における県OB職員の人件費の算定及び財源について 県OB職員に係る人件費の算定については、県が基準額を提示し、それに準じて事業団で金額を設定している。しかし、これについては県の提示を待つことなく、事業団自らの給与規則に基づき、算定支給すべきである。 また、県OB職員の人件費を一部補助金として支給していることに対して、補助金としての必要性について疑問の余地があり、県OB職員の受け入れも含めて十分再検討を行う必要がある。</p>	<p>県では、議会の議決を経て策定している第2次行革プラン（以下行革プラン）に基づき、公社等の運営の合理化・効率化を推進している。 OB職員の給与に係る基準額については、行革プランにおいて、県再任用職員の給料との均衡を考慮し、標準的な報酬月額を示しているものであり、事業団では、県から示された報酬月額を参考に、事業団職員との均衡を考慮し、従事する業務内容に応じた報酬額を決定している。 また、この取り組みの中で、県派遣職員の見直しに合わせ県OB職員を活用（振替）することにより、人件費の合理化や即戦力となる人材確保を図っており、補助金についても県派遣職員同様に有効性を検証している。</p>
<p>5 採算性分析</p> <p>・事務局人件費等の配賦基準及び経理区分間収入による処理について</p>	<p>事務局人件費等の各施設への配賦基準については、従来は各施設の負担率の均衡を考慮し収入比率としていたが、平成23年度当初予算編成時より、事</p>

<p>各施設において、適正な経営を実施する際には、その施設における適正な損益管理が必要であるが、事業団においては、事務局人件費等について、各施設との負担関係が適切に反映されていないことから、見直しを行っていくべきである。</p> <p>また、事務局人件費等各施設で負担すべき収入、支出について、適正な科目により処理されないために、各施設の事業の発生内容が見づらい状況になっていることから、適正な損益管理のため、可能な限り各施設において直接、該当勘定により処理すべきである。</p>	<p>業規模と業務量の両方を勘案した負担率に変更した。</p> <p>また、各施設の損益管理の向上のため、施設毎に事務局人件費の勘定科目を設け、その他の費用については、該当科目で費用負担する処理を行うこととし、「新会計基準」導入時（平成24年度試行、平成25年度から本格導入予定）に更に精査していく。</p>
<p>第3章 監査の結果と意見 第2節 社会福祉事業個別検討 I 事務局 ・退職にかかる人件費の会計処理について 決算書上、退職金、退職共済掛金及び退職給与引当金繰入等退職にかかる人件費については、施設毎に該当科目にて発生額を認識させて施設毎で損益管理を徹底する必要がある。</p>	<p>退職にかかる人件費については、各施設の損益管理の向上のため、施設で費用処理できるものは施設で適正に対応することとし、「新会計基準」導入時に更に精査していく。</p>
<p>・退職給与引当金の計上について 事務局負担分の退職給与引当金の計上不足額が3,690千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。</p>	<p>退職給与引当金については、平成22年度末の必要引当額（5,736千円）の計上不足が生じないよう事務局において全額を引当金計上した。</p> <p>平成23年度以降も同様に必要額を引き当てていく。</p>
<p>・各施設への事務局人件費の配賦について 各施設への事務局人件費の配賦については、各施設に対してかかわった実働時間が反映されるような基準により人件費を配賦する必要があると考えられる。</p>	<p>各施設への事務局人件費の配賦については、従来は各施設の負担率の均衡を考慮し収入比率としていたが、平成23年度当初予算編成時より、事業規模と業務量の両方を勘案した負担率に変更した。</p>
<p>・固定資産管理 現物管理の不備について 固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが固定資産現物に付されておらず、現物と固定資産台帳の関係が把握できない。また、固定資産台帳と現物の照合がなされていない、あるいは、適切に実施されていない。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。</p> <p>これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。</p>

第3章 監査の結果と意見

第2節 社会福祉事業個別検討

Ⅱ 総合リハビリテーションセンター

○リハビリテーション中央病院

・ 随意契約手続とその内部統制について

随意契約手続（医事業務委託、電話交換業務委託）の理由について、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとしていたが、実際は他の業者においても受託可能と考えられることから、その理由に正当性が認められない。また、これらの判断が事業団内の正式な決裁ルートにより行われていることから、随意契約に関する内部統制は、十分に機能していない。

中央病院の医事業務については、平成23年度契約において、複数の業者の中からプロポーザル方式による業者選定を実施した。また、電話交換業務は平成22年度契約において指名競争入札を実施した。この結果、前年度の契約に比べ、医事業務で764万円、電話交換業務で63万円の経費節減となった。今後とも、「会計規則」や「契約事務の手引き」等を踏まえ、契約事務手続の適正化に努めていく。

・ 総コスト（原価）を意識した経営について

21年度決算の事業活動収支は黒字であるが、地方公営企業の自治体病院であれば発生する減価償却や借入金利息等を仮に含めた場合の収支は赤字になる。

経営のさらなる適正化を図るため、県は事業団にこれらを含めた総コストを意識した病院経営を行わせる必要がある。また、事業団はこれらを含めた総コストを意識して病院経営を行う必要がある。

平成23年4月から中央病院に係る県の会計処理を一般会計から病院事業会計へ移管したことにより、減価償却費と企業債支払利息をコストに含めて経営管理を行っている。今後とも総コストを意識した経営を行っていく。

・ 部門（診療科または病棟別）採算を意識した経営について

病院経営を行う上では、部門別に収益や費用の構造を把握し、経営課題を抽出することが重要であるが、事業団においては、部門の採算性は病棟別や診療科別の収入面の管理はしているものの、部門別の原価計算が行われておらず、部門採算が明確に把握されていないことから、部門採算を意識して病院経営を行う必要がある。

また、県と事業団との間で適切な指定管理料を取り決めるためには、その前提として事業団として経営努力を行っても収益で費用を賄えない部分（いわゆる不採算の政策医療部分）を明確に把握する必要がある。

部門採算を意識した病院経営を行うべく、病棟別の損益管理を試算した。

更に、診療科別の損益管理についても、試算しているところである。

また、総務省の地方公営企業繰出金通知には、経営努力を行っても収益で費用を賄えない経費の算定基準が定められていることから、指定管理料の算定に係る不採算医療等の経費は、他の県立病院と同様、総務省通知を踏まえ算定している。

・ 指定管理料の算定方法について

指定管理料については、不採算医療として適切な運営を行っても診療収入等で賄えない経費を厳密に把握し、それに応じて指定管理者の経営努力のインセンティブが働くような額を定めるべきと考えるが、現在は地方財政単価等に基づいて算定されており、実

指定管理料については、他の県立病院と同様、総務省の地方公営企業繰出金通知を踏まえ算定しており、同通知では、「リハビリテーション医療に要する経費」をリハビリの実績件数等に基づき算定することとされている。

また、病院の指定管理においては、病院収益を指定管理者の収入として収受できる利用料金制を採

<p>績に基づいた額にはなっていないことから、適正な指定管理料の算定が求められる。</p>	<p>っており、経営が悪化すれば損失を被る反面、経費削減や収入確保の取組により経営が改善すれば収益増に繋がるため、指定管理者にインセンティブが働く仕組みとしている。</p>
<p>・固定資産管理 期末実査の実施の徹底について</p> <p>現在、定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的の実査され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を構築する必要がある。</p> <p>また、ヒアリング調査を行った結果、県からの受託備品等の管理についても事業団所有の固定資産と同じく実査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し承認を受ける必要がある。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。</p> <p>これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。なお、マニュアルには四半期毎に実査を実施することを定めており、期末実査についても、適切に実施する。</p> <p>県からの受託備品等についても、台帳と現物の照合等を徹底し、老朽化が著しく使用に耐えないものは所定の手続を経て廃棄処分を行った。今後とも指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行っていく。</p>
<p>・固定資産等の廃棄処理等について</p> <p>固定資産等の廃棄に関して不適切な管理が散見される。病院という高額機器を数多く扱い、また、随時更新等が必要とされる施設において、このような実態は非常に問題となる。詳細な実査を速やかに実施し、原状を把握し、廃棄されているもの（使用されず倉庫保管になっているもの含む）については必要な決裁の上、会計上除却処理を行う必要がある。また、固定資産等の使用・保管場所についても整理する必要がある。さらに県からの受託備品等については、速やかに通知を行い、廃棄の承認を受ける必要がある。</p>	<p>病院の全ての医療機器について、台帳と現物の照合等を行い、廃棄されているもの（使用されず倉庫保管になっているもの含む）は必要な決裁の上、会計上の除却処理を行い、また、老朽化が著しく使用に耐えないものは所定の手続を経て廃棄処分を行った。</p> <p>県からの受託備品等についても、台帳と現物の照合等の管理を徹底し、廃棄すべきものは所定の手続を経て廃棄処分を行った。</p> <p>また、「物品表示票（ラベルシール）」に固定資産等の使用・保管場所を記載するとともに、各施設の図面にも使用・保管場所を表示している。</p>
<p>・固定資産の有効活用について</p> <p>高額な検査機器（CT（約30%）、骨密度（週20件弱））の稼働率が低い。外部の医療機関からの検査受託を行う等により増収が見込まれることから、保有する資産の有効活用を図る必要がある。</p>	<p>平成23年度より、固定資産の有効活用を図るため、近隣の病院・診療所等から、MRI・CT・骨密度測定（検査）を受託し、高額検査機器の稼働率向上を図っている。</p> <p>なお、MRIとCTについては、検査依頼があれば、診療情報提供書を提出してもらい、当院の診療行為として検査を行い、診療報酬を得ている。また、骨密度測定については、業務委託契約を締結することとなっており、委託料は、診療報酬相当額としている。</p>

<p>・手術関連機器等の有効活用について</p> <p>手術を行う医師が十分に確保できておらず、手術室に空き時間がかかなりあり、手術および手術関連機器等を有効に活用できていない。</p>	<p>中央病院における手術は、人工関節置換術等の整形外科手術が約85%（平成21年実績）を占めている。これらの手術は術前・術後の処置等を必要とするため、月曜及び金曜については前後が休日であることから実施は困難である。しかし、他の曜日（火曜～木曜）については、今後とも手術医師確保に努め、手術件数の増加を図っていく。</p>
<p>・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について</p> <p>後発医薬品の採用率（品目ベース）が5.8%と低い。患者負担額の軽減や医療費（その財源としての税金）の削減のため、後発医薬品の採用が可能なものは積極的に採用する必要がある。</p>	<p>後発医薬品の採用については、病院の損益面を考えると薬価差益の大きい先発医薬品を使用した方が有利であるが、後発医薬品の採用率が高ければ、診療報酬の加算措置もあることから、院内の薬事委員会で活発に議論し、患者負担が少なくなるよう、患者が同意し希望する薬品について積極的に採用していく。</p>
<p>・365日リハビリの実施について</p> <p>県のリハビリテーション医療の中核機関として、まずは土曜リハビリの完全実施を実行に移すとともに、365日リハビリについても検討するなど、今一層サービスの充実を図るべきである。</p>	<p>中央病院においては、「リハビリサービス充実検討特別委員会」を設置し、平日のほか土曜日にもリハビリを行う「土曜リハ」の完全実施を計画している。今後、段階を踏んで日曜・祝日にもリハビリを行う「365日リハビリ」についても、診療報酬の加算措置があることから、その実施についての検討を進めていく。</p>
<p>・入院待ち患者の発生について</p> <p>整形外科の入院待ちが130人～150人程度おり、また、手術待ち期間が3ヶ月～半年程度となっていることから、整形外科の医師を確保し、入院待ち患者を減らすことが望まれる。</p>	<p>医師確保については、修学資金貸与・研究研修費の充実等、引き続き待遇面の条件整備を行うとともに、医科大学・医師会・民間あっせん業者・ホームページでの募集等、あらゆるチャンネルを通じて確保に努め、入院待ち患者を減らしていく。</p>
<p>・病床稼働率の低い病棟について</p> <p>病床利用率の低い小児科一般病棟等について、対象患者の拡大検討などにより病棟の利用率を上げ、更なる収支改善に取り組む必要がある。</p>	<p>病床管理について、以前は病棟毎に管理を行っていたが、平成22年10月から病床管理委員会による全病棟一括した病床管理を行っている。今後更に病床利用率の向上及び収支改善に取り組んでいく。</p>
<p>・診療機能充実のための医師等の確保について</p> <p>県のリハビリ医療の中核施設として、他の病院では困難な分野や患者の強い要望がある分野の充実を図るため、医師その他の職員を十分に確保し、インフラの有効活用と求められる能力を十分に発揮し、政策医療を積極的に推進していく体制を構築することが望まれる。</p>	<p>医師確保について、修学資金貸与・研究研修費の充実等、引き続き待遇面の条件整備を行うとともに、医科大学・医師会・民間あっせん業者・ホームページでの募集等、あらゆるチャンネルを通じて確保に努め、政策医療を積極的に推進していく体制整備に努める。</p> <p>また、看護師、理学療法士等の確保が困難な職種についても、学校訪問によるPR活動などを積極的に行い、より良い人材の確保に努める。</p>
<p>○おおぞらのいえ</p> <p>・県からの受託備品等の管理について</p> <p>県からの受託備品等の管理についても実</p>	<p>県からの受託備品等については、台帳と現物の照合等を徹底して行った。今後とも指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を</p>

<p>査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。</p>	<p>行っていく。</p>
<p>○のぞみの家 ・退職給与引当金の計上について 退職給与引当金の計上不足額が2,194千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。</p>	<p>退職給与引当金については、平成22年度末の必要引当額（7,563千円）の計上不足が生じないよう事務局において全額を引当金計上した。 平成23年度以降も同様に必要額を引き当てていく。</p>
<p>・固定資産実査の実施の徹底について 現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的に実施され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を構築する必要がある。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。 これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。なお、マニュアルには四半期毎に実査を実施することを定めており、期末実査についても、適切に実施する。</p>
<p>○万寿の家 ・固定資産実査の実施の徹底について 現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的に実施され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を構築する必要がある。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。 これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。なお、マニュアルには四半期毎に実査を実施することを定めており、期末実査についても、適切に実施する。</p>
<p>・退職給与引当金の計上について 退職給与引当金の計上不足額が11,954千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。</p>	<p>退職給与引当金については、平成22年度末の必要引当額（29,423千円）の計上不足が生じないよう事務局において全額を引当金計上した。 平成23年度以降も同様に必要額を引き当てていく。</p>

<p>○職業能力開発施設、障害者スポーツ交流館、管理部門</p> <p>・ 固定資産実査の実施の徹底について</p> <p>現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的の実施され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を構築する必要がある。</p> <p>県からの受託備品等の管理についても事業団所有の固定資産と同じく実査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。</p> <p>これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。なお、マニュアルには四半期毎に実査を実施することを定めており、期末実査についても、適切に実施する。</p> <p>県からの受託備品等についても、台帳と現物の照合等を徹底し、老朽化が著しく使用に耐えないものは所定の手続を経て廃棄処分を行った。今後とも指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行っていく。</p>
<p>Ⅲ 西播磨総合リハビリテーションセンター</p> <p>○西播磨リハビリテーションセンター共通</p> <p>・ 退職給与引当金の計上について</p> <p>平成21年度末現在、退職給与引当金の計上不足が西播磨総合リハビリテーションセンター全体において416千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。</p>	<p>退職給与引当金については、平成22年度末の必要引当額（3,354千円）の計上不足が生じないよう事務局において全額を引当金計上した。</p> <p>平成23年度以降も同様に必要額を引き当てていく。</p>
<p>・ 固定資産の現物確認（実査）について</p> <p>西播磨総合リハビリテーションセンターで所有している固定資産についてはもちろんのこと、県から管理委託を受けている固定資産についても管理委託業務を受託している以上、社会福祉事業団所有の固定資産と同様の管理が求められることから、会計年度末の固定資産の現物確認を実施する必要がある。</p>	<p>県からの受託備品を含む固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。</p> <p>これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。なお、マニュアルには四半期毎に実査を実施することを定めており、期末実査についても、適切に実施する。</p>

<p>・ 固定資産の現物管理について</p> <p>一部の固定資産については備品整理票番号が貼付されていなかったが備品台帳には存在しており、備品整理票番号の貼付漏れがあった。これらについては現物確認（実査）を実施するタイミングで漏れなく貼付することが求められる。</p> <p>また、コム・プラザ内の書庫・椅子等については、県からの管理委託備品一覧上存在するが、備品台帳上に計上されていないものが多数あり、これらについては台帳による固定資産管理が適切に実施されていないのが現状である。</p> <p>県からの管理委託備品一覧と備品台帳を突合し、備品台帳にて管理されていない物品については、台帳管理を実施した上で、備品整理票番号の貼付を漏れなく実施することが求められる。</p>	<p>県からの受託備品を含む固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。</p> <p>これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。</p>
<p>○ リハビリテーション西播磨病院</p> <p>・ 随意契約手続とその内部統制について</p> <p>随意契約手続（医事業務委託）の理由について、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとしていたが、実際は他の業者においても受託可能と考えられることから、その理由に正当性が認められない。また、これらの判断が事業団内の正式な決裁ルートにより行われていることから、随意契約に関する内部統制は、十分に機能していない。</p>	<p>西播磨病院の医事業務については、平成23年度契約において、複数の業者の中からプロポーザル方式による業者選定を実施した。</p> <p>しかしながら、1者のみの参加しかなく、不成立となった。このため、随意契約審査会を経て、現契約業者との随意契約としたが、契約に際し価格の見直しを行った結果、前年度の契約に比べ、140万円の経費節減となった。</p> <p>今後とも、「会計規則」や「契約事務の手引き」等を踏まえ、契約事務手続の適正化に努めていく。</p>
<p>・ 手術設備の有効利用について</p> <p>リハビリテーション西播磨病院も病院である以上、必要最低限の手術設備の設置は必要であると考えられるが、監査日（平成22年11月17日）現在、整形外科医の常勤医が1名であること、及び麻酔科医の常勤医がゼロ名であることを鑑みると今後リハビリテーション西播磨病院で手術が行われる可能性は極めて低いと考えられる。</p> <p>よって、中央病院に貸出中である「関節鏡TVシステム」や「全身麻酔装置」等と同様に、他の病院にて転用可能なものについては積極的に貸出又は移管を行い、兵庫県社会福祉事業団全体、ひいては兵庫県全体の観点から設備の有効利用に努める必要がある。</p>	<p>西播磨病院においては、手術用機器を中央病院へ貸与しているが、更に民間病院も含めた他の病院への貸出の可能性等も含め、手術設備の有効利用を検討している。</p>

<p>・ 検査設備の有効利用について 検査設備(MR I、CT等)の稼働率は50%未満であり、現在の利用状況が続くと仮定すると、投資金額以上の検査収入が見込めない状況にある。 リハビリテーション西播磨病院は、兵庫県からの指定を受け平成21年11月に認知症疾患医療センターを開設し、専門的な検査による認知症診断が始まったため、今後はMR I検査件数の若干の増加が期待されるが、投資金額以上の検査収入は見込めないことから、他医院及び他病院からの検査受託等を積極的に実施し、検査設備の有効利用を図るべきである。</p>	<p>平成23年度より、利用状況の低い検査設備の有効利用を図るため、近隣の病院・診療所等から、MR I・CT・骨密度測定の検査を受託している。 なお、MR IとCTについては、検査依頼があれば、診療情報提供書を提出してもらい、当院の診療行為として検査を行い、診療報酬を得ている。また、骨密度測定については、業務委託契約を締結することとなっており、委託料は、診療報酬相当額としている。</p>
<p>・ 総コスト(原価)を意識した経営について 21年度決算の事業活動収支は黒字であるが、地方公営企業の自治体病院であれば発生する減価償却や借入金利息等を仮に含めた場合の収支は赤字になる。事業団はこれらを含めた総コストを意識して病院経営を行う必要がある。また、県は事業団に総コストを意識した病院経営を行わせる必要がある。</p>	<p>平成23年4月から西播磨病院に係る県の会計処理を一般会計から病院事業会計へ移管したことにより、減価償却費と企業債支払利息をコストに含めて経営管理を行っている。今後とも総コストを意識した経営を行っていく。</p>
<p>・ 部門(診療科または病棟別)採算を意識した経営について 病院経営を行う上では、部門別に収益や費用の構造を把握し、経営課題を抽出することが重要であるが、事業団においては、部門の採算性は病棟別や診療科別の収入面の管理はしているものの、部門別の原価計算が行われておらず、部門採算が明確に把握されていないことから、部門採算を意識して病院経営を行う必要がある。 また、県と事業団との間で適切な指定管理料を取り決めるためには、その前提として事業団として経営努力を行っても収益で費用を賄えない部分(いわゆる不採算の政策医療部分)を明確に把握する必要がある。</p>	<p>部門採算を意識した病院経営を行うべく、病棟別の損益管理を試算した。 更に、診療科別についても中央病院での試算検証後、有効であれば実施する。 また、総務省の地方公営企業繰出金通知には、経営努力を行っても収益で費用を賄えない経費の算定基準が定められていることから、指定管理料の算定に係る不採算医療等の経費は、他の県立病院と同様、総務省通知を踏まえ算定している。</p>
<p>・ 指定管理料の算定方法について 指定管理料については、不採算医療として適切な運営を行っても診療収入等で賄えない経費を厳密に把握し、それに応じて指定管理者の経営努力のインセンティブが働くような額を定めるべきと考えるが、現在は地方財政単価等に基づいて算定されており、実績に基づいた額にはなっていないことから、適正な指定管理料の算定が求められる。</p>	<p>指定管理料については、他の県立病院と同様、総務省の地方公営企業繰出金通知を踏まえ算定することとしており、リハビリの実績件数等に基づいた額としている。 なお、経営努力のインセンティブが働く利用料金制を採っており、事業団の経費削減や収入確保の取組が収益の改善に繋がっている。</p>

<p>・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について</p> <p>後発医薬品の採用率（品目ベース）は22%であり、診療報酬上、後発医薬品使用体制加算（品目ベースで20%以上）が算定できている。しかしながら患者負担額の軽減や医療費（その財源としての税金）の削減のため、後発医薬品の採用が可能なものは積極的に採用する必要がある。</p>	<p>後発医薬品の使用促進については、院内の薬事委員会で活発に議論し、患者負担が少なくなるよう、患者が同意し希望する薬品について積極的に採用していく。</p>
<p>・365日リハビリの実施について</p> <p>県のリハビリテーション医療の中核機関として、365日リハビリを行う等、今一層サービスの充実を図るべきである。</p>	<p>西播磨病院においては、日曜・祝日にもリハビリを行う「365日リハビリ」の実施に向けて、実施体制を検討している。</p>
<p>・病床稼働率の低い病棟について</p> <p>開院以来徐々に病床利用率は上がっているが、利用率の改善の余地がまだあると考えられることから、病床利用率の低い病棟の利用率を上げ、更なる収支改善に取り組む必要がある。</p>	<p>西播磨病院においては、入院調整委員会を設置し病床管理を行っている。</p> <p>病床利用率の低い病棟について、引き続き病床利用率を上げるため、同委員会において、更なる努力を重ねている。</p>
<p>・診療機能充実のための医師等の確保について</p> <p>県西部のリハビリテーション医療の中核機関としての役割を果たすため、本来期待される診療機能の低下や設備の遊休化に繋がらないよう、医師その他の職員を十分に確保し、施設としてもつ能力を十分に発揮し、政策医療を積極的に推進していく体制の構築が望まれる。</p>	<p>医師確保について、修学資金貸与・研究研修費の充実等、引き続き待遇面の条件整備を行うとともに、医科大学・医師会・民間あっせん業者・ホームページでの募集等、あらゆるチャンネルを通じて確保に努め、政策医療を積極的に推進していく体制整備に努める。</p> <p>また、看護師、理学療法士等の確保が困難な職種についても、学校訪問によるPR活動などを積極的に行い、より良い人材の確保に努める。</p>
<p>IV 清水ヶ丘学園</p> <p>・固定資産管理 固定資産台帳と現物の不一致について</p> <p>固定資産台帳に計上されている固定資産と現物が一致せず乖離が生じている。事業団並びに当施設関係者は、当施設の固定資産台帳に計上されている固定資産の存否、状況等を確認するとともに、固定資産台帳との差異を適切に修正する必要がある。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。</p> <p>これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。</p>
<p>・県からの受託備品等の管理について</p> <p>事業団所有の固定資産と同じく、県からの受託備品等についても実査等の管理及び報</p>	<p>県からの受託備品等については、台帳と現物の照合等を徹底し、老朽化が著しく使用に耐えないものは所定の手続を経て廃棄処分を行った。今後とも指</p>

<p>告が不十分である。善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。</p>	<p>定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行っていく。</p>
<p>V 赤穂精華園 ・事業活動収支の計上区分について 事業活動収支の計上区分に誤りがあり、事業活動収支差額が過少計上となっている。</p>	<p>減価償却に係る処理であるため、事業活動収支の部で計上すべきものを、誤って特別収支の部の同名勘定科目で処理したものである。 平成22年度決算においては、事業活動収支の部で計上し正確な処理を行うとともに、今後は会計基準に基づき適正な処理を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>・現物管理の不備について 当施設の固定資産の現物管理方法について調査したところ、固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが付されておらず、現物と固定資産台帳の関係が把握できない状態であった。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。 これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。</p>
<p>・固定資産台帳と現物の不一致について 固定資産台帳に計上されている固定資産と現物が一致せず乖離が生じている。事業団並びに当施設関係者は、当施設の固定資産台帳に計上されている固定資産の存否、状況等を確認するとともに、固定資産台帳との差異を適切に修正する必要がある。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。 これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。 なお、台帳と現物が一致していない備品については、平成22年度決算時において固定資産上及び財務上の廃棄処理を行った。</p>
<p>・退職給与引当金の計上について 平成21年度末現在、退職給与引当金の計上不足が赤穂精華園全体において17,661千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。</p>	<p>退職給与引当金については、平成22年度末の必要引当額（35,825千円）の計上不足が生じないよう事務局において全額を引当金計上した。 平成23年度以降も同様に必要額を引き当てていく。</p>
<p></p>	<p></p>

<p>VI 浜坂温泉保養荘</p> <p>・退職給与引当金の計上について</p> <p>浜坂温泉保養荘負担分の退職給与引当金の計上不足額が10,770千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。</p>	<p>退職給与引当金については、平成22年度末の必要引当額（11,728千円）の計上不足が生じないよう事務局において全額を引当金計上した。</p> <p>平成23年度以降も同様に必要額を引き当てていく。</p>
<p>・現物管理の不備について</p> <p>固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが固定資産現物に付されておらず、現物と固定資産台帳の関係が把握できない。また、固定資産台帳と現物の照合が適切に実施されていない。</p>	<p>固定資産については、平成22年12月に導入した備品管理システムにおいて適正な管理に努めているが、平成23年度においては固定資産の管理推進を最重要課題として管理推進体制（管理推進責任者、管理推進者、管理実施者）を構築するとともに、事務局に配置した物品管理にかかる専門員等が各施設を巡回し、台帳と現物の照合、ラベルシールの貼付等の管理を徹底して行った。</p> <p>これらの取組により、一定の整理ができたが、更に固定資産管理を効果的、効率的に行うため、平成23年10月1日付けで『固定資産（備品を含む）管理マニュアル』を策定し、より一層適正な管理に努めている。</p>
<p>・業務委託する場合の決裁書による承認手続きについて</p> <p>一部の業務委託契約では、契約書は交わされていたものの、決裁書が作成されていなかった。</p> <p>外部に業務委託する際には、決裁書を作成の上、承認手続きを行い、決裁書の保管を行う必要がある。</p>	<p>平成22年度の業務委託契約において、決裁書を作成し承認手続きを行うとともに、事務処理全般について会計基準に基づき適正な処理を行うよう周知徹底を図った。</p>